

令和 5 年度労働保険 年度更新の申告・納付のお知らせ

- 令和 5 年度の労働保険 年度更新の申告・納付期間は、6月1日(木)から7月10日(月)までとなります。

申告の際は、年度更新申告書受理相談会をご利用ください。

- 令和 4 年度および令和 5 年度の雇用保険率は下表のとおり改定されています。

	令和 4 年 4 月 1 日 ～令和 4 年 9 月 30 日	令和 4 年 10 月 1 日 ～令和 5 年 3 月 31 日	令和 5 年 4 月 1 日～
一般の事業	9.5/1000	13.5/1000	15.5/1000
農林水産等 の事業	11.5/1000	15.5/1000	17.5/1000
建設の事業	12.5/1000	16.5/1000	18.5/1000

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

- 労災保険率は令和 5 年度と同率となります。

- 労働保険料の納付については、口座振替制度をご利用ください。
申請手続きを一度行えば、翌年度以降も継続して口座振替により納付ができ、納付期限も延長されます。

(参考)

納付期限 (令和 5 年度)

	第 1 期	第 2 期	第 3 期
口座振替利用無の場合	7月10日	10月31日	1月31日
口座振替納付日	9月6日	11月14日	2月14日

(問い合わせ先)

茨城労働局 総務部 労働保険徴収室

〒310-8511 水戸市宮町 1 丁目 8 番 31 号

TEL 029-224-6213

HP <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>

または、各 労働基準監督署・各 公共職業安定所